

個人情報保護審議会（第101回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成20年7月15日（火）午前10時から12時00分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁3号館第5委員会室

2 出席及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員

山下 淳 藪野 正昭 赤坂 正浩
森本 章夫 宮内 俊江

(2) 欠席委員

伊藤 潤子 佐々木 典子

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

(文書課公益法人室)

文書課公益法人室長 川崎 光信 主幹兼公益・宗教法人係長 白井 重孝
主任 登里 俊之

4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報センター室長 浜田 充啓 主幹兼個人情報・行政手続係長 四方 弘道
県民情報センター 高橋 哲也 県民情報センター 小田 涼子

5 会議に付した案件の名称

調査審議事項

(1) 諮問受付番号 20 - 2号 利用及び提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供の制限の例外について

【公益認定等総合情報システムの件】

6 議事の要旨

(1) 諮問受付番号 20 - 2号 利用及び提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供の制限の例外について

【公益認定等総合情報システムの件】

文書課公益法人室の職員から説明が行われた。

委員：ただいまの説明について、ご意見・ご質問を伺いたい。

委員：本件システムにデータの誤入力があった場合、どのように訂正されるのか。

文書課公益法人室：入力した団体が訂正する。

委員：行政庁間でどのような情報を共有するのか。

文書課公益法人室：「公益認定の取消しを受けた公益法人の名称及び当該取消しの日付」「当該公益法人の役員等のうち、欠格事由に該当する者の氏名及び生年月日」「当該所管公益法人の所管行政庁」である。

委員：具体的にどの欠格事由に該当したかの情報は、本件システムには入力しないということか。

文書課公益法人室：入力しない。何らかの欠格事由に該当した旨を入力する。

委員：本件システムのサーバーは、誰が設置するのか。

文書課公益法人室：内閣府が設置する。これを国及び都道府県が共同で利用する。

委員：一般国民は、公益法人ポータルサイト、インターネットで、公益認定取消の具体的な理由、どの役員が欠格事由に該当したかを見ることができるのか。

文書課公益法人室：インターネットで公示するのは法人情報だけ。個人情報には公示しない。

委員：多数いる役員のうち1人でも欠格事由に該当すれば、法人の公益認定が取り消されるのか。

文書課公益法人室：法律でそのように規定されている。必要的取消しである。

委員：法人にとって、公益認定を受けることのメリットは。

文書課公益法人室：優遇税制、寄付金控除が認められることである。

文書課公益法人室 退室

委員：答申の試案について、ご意見を伺いたい。

委員：答申案1ページ下から4行目に「不均衡」とあるのは「差異」と改めたほうがよい。

委員：その他に問題なければ、この答申案で了承してよいか。

委員：異議なし。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第101回）資料